

補 遺

学校図書館・司書教諭講習資料〔第7版〕

公益社団法人全国学校図書館協議会

(2015年4月)

- 学校図書館法
- 学校図書館法の一部を改正する法律
- 学校図書館法の一部を改正する法律案新旧対照表
- 学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院文部科学委員会)
- 学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院文教科学委員会)
- 学校図書館法の一部を改正する法律案要綱(衆議院)
- 学校図書館法の一部を改正する法律案要旨(参議院)
- 学校図書館法の一部を改正する法律の公布について(通知)

学校図書館法

昭和 28 年 8 月 8 日法律 185 号制定
(沿革) 平成 9 年 6 月 11 日法律 76 号改正
平成 26 年 6 月 27 日法律 93 号最終改正

第 1 条 (この法律の目的) この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

第 2 条 (定義) この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

第 3 条 (設置義務) 学校には、学校図書館を設けなければならない。

第 4 条 (学校図書館の運営) 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 1 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 3 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 4 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 5 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

第 5 条 (司書教諭) 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

第6条（学校司書） 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7条（設置者の任務） 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

第8条（国の任務） 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 2 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 3 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則（抄）

1（施行期日） この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

2（司書教諭の設置の特例） 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則（昭和33年5月6日法律第136号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年6月30日法律第98号） 抄

1（施行期日） この法律は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則（平成9年6月11日法律第76号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月12日法律第101号） 抄

第1条（施行期日） この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

第1条（施行期日） この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日法律第9号） 抄

第1条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月16日法律第117号） 抄

第1条（施行期日） この法律は、平成16年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成18年6月21日法律第80号） 抄

第1条（施行期日） この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月27日法律第96号） 抄

第1条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第2条から第14条まで及び附則第50条の規定 平成20年4月1日

学校図書館法の一部を改正する法律

(沿革) 平成 26 年 6 月 27 日法律第 93 号制定

学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「国は」の下に「、第 6 条第 2 項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の一条を加える。

(学校司書)

第 6 条 学校には、前条第 1 項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

1 (施行期日) この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 (検討) 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第 6 条第 1 項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

学校図書館法の一部を改正する法律案新旧対照表(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
(学校司書)	(新設)
第 6 条 学校には、前条第 1 項の司書教諭の <u>ほか、学校図書館の運営の改善及び向上を 図り、児童又は生徒及び教員による学校図 書館の利用の一層の促進に資するため、専 ら学校図書館の職務に従事する職員(次項</u>	

<p>において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(設置者の任務)</p> <p>第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。</p> <p>(国の任務)</p> <p>第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。</p> <p>二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。</p>	<p>(設置者の任務)</p> <p>第6条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。</p> <p>(国の任務)</p> <p>第7条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。</p> <p>二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。</p> <p>三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。</p>
--	---

(参考)

理由

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるとともに、国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るための研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(沿革) 平成 26 年 6 月 11 日衆議院文部科学委員会にて決議

政府及び地方公共団体は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たっては、学校司書の重要性に鑑み、必要な学校司書の配置を進めることとし、その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意すること。
- 2 政府は、学校司書の配置の促進のために現在講じられている措置の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を周知するよう努めること。
- 3 政府及び地方公共団体は、学校司書の職務の重要性を踏まえ、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境の整備に努めること。
- 4 政府は、学校司書の職の在り方や、配置の促進や資質の向上のために必要な措置等について、地方公共団体が自主的に推進している取組に十分配慮しつつ、検討を行うこと。
- 5 政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、11 学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。
- 6 平成 9 年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議等を踏まえ、司書教諭及び学校司書の職務の在り方について、その実態を踏まえ引き続き検討を行うこと。

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(沿革) 平成 26 年 6 月 19 日参議院文教科学委員会にて決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、学校図書館が子供の育ちを支える重要な拠点であることに鑑み、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 政府及び地方公共団体は、専門的知識や技能を必要とする学校司書の職務の重要性に鑑み、学校司書の配置を進めること。その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意するとともに、その配置の在り方について、将来的な学校司書の定数化や全校配置を含め、検討を行うこと。
- 2 政府は、地方財政措置など学校司書の配置の促進のために現在講じられている取組の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を丁寧に周知すること。
- 3 政府及び地方公共団体は、学校司書の職務が、継続的な勤務に基づく知識・経験の蓄積が求められるものであること等に鑑み、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努めること。

- 4 政府は、司書資格の保有状況など学校司書に係る実態調査を速やかに実施すること。
また、その結果を踏まえ、学校司書の教育的役割を十分に考慮した位置付け、職務の在り方、配置の促進、資質の向上のために必要な措置等について、検討を行うこと。
- 5 政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、11 学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。
- 6 政府及び地方公共団体は、多くの司書教諭が学級担任等を兼務しており、学校図書館に係る業務に時間を費やすことが困難である現状に鑑み、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫など司書教諭がその役割を十分果たすことができるよう、検討を行うこと。
- 7 政府は、司書教諭及び学校司書について、平成9年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議のほか、今後の実態調査等を踏まえ、職務の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
右決議する。

学校図書館法の一部を改正する法律案要綱（衆議院）

第1 学校司書（第6条関係）

- 1 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならないこと。
- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

第2 施行期日等（附則関係）

- 1 この法律は、平成27年4月1日から施行すること。
- 2 国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

学校図書館法の一部を改正する法律案要旨（参議院）

本法律案は、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付け、これを学校に置くよう努めること等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付けることとし、学校には、司書教諭のほか、学校司書を置くよう努めなければならないこと。
- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 3 この法律は、平成27年4月1日から施行すること。
- 4 国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

学校図書館法の一部を改正する法律の公布について（通知）

平成 26 年 7 月 29 日 26 文科初第 522 号
各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会、
(沿革) 各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長、
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第
12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長あて文部科学省初等中等
教育局長通知

このたび、別添のとおり、「学校図書館法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」とい
う。）が平成 26 年 6 月 27 日法律第 93 号をもって公布されました。

この法律改正は、学校教育における言語活動や探究的な活動、読書活動等の充実のため
の学校図書館の重要性が一層高まっていることに鑑み、学校図書館の運営の改善・向上を
図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、学校
司書を置くように努めるものとする等とするものです。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、今後、これらの改正法の趣旨に添
って、学校司書の配置の促進に努めるとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあつて
は所管の学校・域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあつては所轄の私立
学校に対して、国立大学法人学長にあつては設置する附属学校に対して、構造改革特別区
域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した学校に対して、
周知方お願いします。

記

1. 改正法の趣旨

学校教育において、児童生徒の確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充
実が必要であり、同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していく
ことが求められている。これらの活動の充実のためには、学校図書館が利活用できるよ
う、整備を進めることが重要である。

改正法は、この重要性に鑑み、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及
び教員による利用の一層の促進に資するため、司書教諭等と連携しながら、その機能向
上の役割を担う専ら学校図書館の事務に従事する職員を学校司書として位置付け、これ
を学校に置くように努めること等について定めるものである。

また、改正法の採決に当たっては、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会
において、附帯決議が付されているところである。

2. 改正法の概要

(1) 学校司書に関すること(第 6 条関係)

- ① 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、専ら児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならないこととした。（第1項関係）
 - ② 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第2項関係）
- (2) 施行期日等(附則関係)
- ① 国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第2項関係）
 - ② この法律は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

3. 留意事項

- (1) 学校司書の配置については、学校図書館における教育の充実の観点からこれまで自主的に取組が進められてきており、これを踏まえ、平成24年度より、地方交付税措置が講じられているところ。については、今回法改正が行われたことに鑑み、引き続き必要な学校司書の配置に努めるよう留意すること。
- (2) 学校司書については、その資質能力の向上等に努めることが必要であり、また、その専門性等が一層発揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮が必要であること。
- (3) 司書教諭については、平成9年の本法改正により、11学級以下の学校においては当分の間置かないことができるとされているが、学校図書館における司書教諭の職務の重要性に鑑み、司書教諭有資格者の確保及びその発令により一層計画的に推進し、これからの学校においても司書教諭の設置がなされるよう引き続き努めること。
- (4) 多くの司書教諭が学級担任等を兼務している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担当時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図ること。

(添付資料)

- 別添1 学校図書館法の一部を改正する法律要綱
別添2 学校図書館法の一部を改正する法律
別添3 学校図書館法の一部を改正する法律新旧対照表
別添4 学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成26年6月11日衆議院文部科学委員会）
別添5 学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成26年6月19日参議院文教科学委員会）